

生駒市規則第34号

生駒市多機能端末機によるサービスの提供に関する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市多機能端末機によるサービスの提供に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。）によるサービスの提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供するサービス)

第2条 市長は、多機能端末機により次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書及び戸籍の附票の写しを交付するサービス（本市に本籍がある場合に限る。）
- (2) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書を交付するサービス
- (3) 印鑑登録証明書を交付するサービス（印鑑登録をしている場合に限る。）
- (4) 所得・課税（非課税）証明書を交付するサービス（本市に所得情報がある場合に限る。）

(サービスの提供を受けることができる者等)

第3条 前条に規定するサービスの提供を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22

条に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を所持するもの(以下「利用者」という。)とする。

2 利用者は、前条に規定するサービスの提供の変更を求めようとするときは、多機能端末機に係るサービス変更申出書(別記様式)により市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があったときは、利用者に次の各号のいずれかに該当する書類を提示させることにより、当該利用者が本人であることを確認するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか官公署の発行した証明書、免許証又は許可証(本人の写真に、プレス若しくは割印したもの又は特殊加工したものに限る。)

4 第2項の規定にかかわらず、利用者が15歳未満の者又は成年被後見人であるときは、法定代理人が同項の規定による申出をすることができる。この場合において、当該法定代理人は、次に掲げる書類の提出又は提示をしなければならない。

(1) 戸籍謄本その他その資格を証する書類

(2) 当該法定代理人が本人であることを証するための前項各号に掲げるいずれかのもの

5 第2項の規定にかかわらず、利用者が病気その他やむを得ない理由により自ら同項の規定による申出ができないときは、任意の代理人が当該申出をするこ

とができる。この場合において、当該任意の代理人は、次に掲げる書類の提出又は提示をしなければならない。

(1) 委任の旨を証する書類

(2) 当該任意の代理人が本人であることを証するための第3項各号に掲げるいずれかのもの

(サービスの提供の中止)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対して第2条に規定するサービスの提供の全部又は一部を中止するものとする。

(1) 個人番号カードの効力が失われたとき

(2) 利用者証明用電子証明書の効力が失われたとき

(3) 前条第2項、第4項前段又は第5項前段の規定による申出があったとき

(4) その他市長が必要と認めるとき

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

